

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
日曜日に
おとぎ
がたの
日)

目 次

- ◇ 告 示 字の区域の新設等(二件)(市町村振興課)
- 字の区域の変更(三件)(〃)
- 町の区域の新設等(〃)
- 土地改良法による換地処分(五件)(農村整備課)

告 示

鳥取県告示第百九十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、河原町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による県営土地改良事業に係る和奈見地区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成十一年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 呂 次

新たに画する字の名称	台
大字和奈見字上	同上の区域(平成十年十月十六日現在の地番による。)
大字和奈見字上	大字和奈見字釜谷口三七九の三、三八〇の二と一体をなす国有地の一部
大字和奈見字上	大字和奈見字上臺のうち三八三の一から三九三の三まで、三八四の一の一部、三八四の二の一部、三八五の一の一部、三九〇の一部、三九一から三九三まで、三九四の一、三九四の二、三九五、三九六の一部、三九八の一部、三九九の一の一部、三九九の二から三九九の四まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字和奈見字上	大字和奈見字井古田四〇〇の一の一部、四〇四の一、四〇五の一、四〇六の一及びこれらと一体をなす国有地
大字和奈見字上	大字和奈見字下川四一七の一、四一八の一、四一八の二、四一九の一、四一九の三、四一九の四、四一九の六、四二〇の一から四二〇の三まで、四二二の一、四二二の二、四二三、四二三の一、四二四の一、四二五の一、四二六、四二七の一、四二八の一、四二九の一、四三一、四三二、四三三の一、四三三の二、四三三の三、四三三の四、四三三の五、四三三の六及びこれらと一体をなす国有地並びに四三六の一と一体をなす国有地の一部
区域を変更する字の名称	同上の区域(平成十年十月十六日現在の地番による。)
大字和奈見字上	大字和奈見字片淵二三三の一部、三三二の一部、三五五の一部、三五五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地
河原	

大字和奈見字籾	大字和奈見字籾場のうち七三の一、七四の一、七五の一、七六の一 一、七六の四、七七の一、七八の一から七八の三まで、七九の一、七九の二、八四の一、八五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
河原 大字和奈見字中	大字和奈見字片淵のうち二三の一部、三二の一部、三五の一部、三五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字和奈見字上河原五〇の一部、五一の一部、五五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字和奈見字中河原のうち五八の一、五八の二、五九の一部、六四の一、六四の二、六五の一の一部、六五の二から六五の五まで、六六の一部、六七、六八の一部、七〇の一部、七一、七二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字和奈見字古川一五七の一、一五七の三、一五九の一、一五九の二、一六〇から一六二まで、一六四、一六五の四及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字和奈見字牛ケ瀧	大字和奈見字牛ケ瀧のうち八六、八七の一、八九の一、九〇の一及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇四の一、一一〇の一、一一二、一一三と一体をなす国有地の一部 大字和奈見字中実一一四から一一八まで、一一九の二の一部、一九の三、一二〇の二の一部、一二〇の三及びこれらと一体をなす国有地
大字和奈見字中実	大字和奈見字中河原六四の一、六四の二、六五の一の一部、六五の二から六五の五まで及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字和奈見字牛ケ瀧一〇三の一及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇三の二、一〇三の四、一〇四の二と一体をなす国有地の一部 大字和奈見字中実一一九の一、一一九の二の一部、一一九の四、一一九の五、一二〇の一、一二〇の二の一部、一二〇の四、一二〇の五、一二一の一から一二二の三まで、一二二の一から一二二の三まで、一二三から一二九まで、一三〇の一、一三一の一から一三二の三まで、一三三から一三九まで、一四〇の一、一四〇の二、一一〇の一、一一二、一一三と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字和奈見字牛ケ瀧	大字和奈見字牛ケ瀧のうち八六、八七の一、八九の一、九〇の一、一〇三の一及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇三の二、一〇三の四、一〇四の一、一〇四の二、一一〇の一、一一二、一一三と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字和奈見字中実	大字和奈見字中実のうち一一四から一一八まで、一一九の一から一一九の五まで、一二〇の一から一二〇の五まで、一二一の一から一二二の三まで、一二二の一から一二二の三まで、一二三から一二九まで、一三〇の一、一三一の一から一三二の三まで、一三三から一三九まで、一四〇の一、一四〇の二、一一〇の一、一一二、一一三と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字和奈見字古川	大字和奈見字古川のうち一五七の一、一五七の三、一五九の一、一五九の二、一六〇から一六二まで、一六四、一六五の四及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字和奈見字舟渡	大字和奈見字舟渡シ三〇五の一部、三〇六の一部、三〇七の一

廃止する字の名称

大字和奈見字片淵、大字和奈見字上臺

鳥取県告示第二百号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、江府町長から次のとおり字の区域を新たに画し、及び変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設及び変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による県営土地改良事業に係る日光地区第二工区の換地処分があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成十一年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する字の名称	同上の区域（平成十年七月一日現在の地番による。）
大字吉原字平成	大字吉原字西成一三八六の一、一三八六の三、一三八七の一、一三九七の一、一三九七の三、一三九八の一、一三九八の三の一部、一三九九の一、一三九九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字吉原字中林	大字吉原字中林一四四九の一から一四四九の三までの一部、一四五一の三から一四五一の七までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部

区域を変更する字の名称	区域
大字吉原字原畑	同上の区域（平成十年七月一日現在の地番による。） 大字吉原字原畑のうち一一六二の一の一部、一一六二の二、一一六三の二から一一六三の四までの一部、一一六三の五、一一六五の一の一部、一一六五の二、一一六六から一一六九までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字吉原字鏡谷	大字吉原字鏡谷のうち一一〇九の三、一一一一の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字吉原字西成	大字吉原字原畑一一六二の一の一部、一一六二の二、一一六三の二から一一六三の四までの一部、一一六三の五、一一六五の一の一部、一一六五の二、一一六六から一一六九までの一部及びこれらと一体をなす国有地 大字吉原字鏡谷一一〇九の三、一一一一の二及びこれらと一体をなす国有地
大字吉原字中林	大字吉原字西成のうち一三五八の一の一部、一三六一、一三八六の一、一三八六の三、一三八七の一、一三九七の一、一三九七の三、一三九八の一、一三九八の三の一部、一三九九の一、一三九九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字吉原字中林のうち一四四九の一から一四四九の三までの一部、一四五一の三から一四五一の七までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

鳥取県告示第二百一十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、江府町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による県営土地改良事業に係る日光地区第四工区の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成十一年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

<p>区域を変更する 字の名称</p> <p>大字小江尾字瀧ノ下</p> <p>大字小江尾字古屋敷</p>	<p>同上の区域（平成十年八月十日現在の地番による。）</p> <p>大字小江尾字瀧ノ下のうち八六六の一、八六六の二と一体をなす 国有地の一部以外の区域</p> <p>大字小江尾字瀧ノ下八六六の一、八六六の二と一体をなす 国有地 の一部</p> <p>大字小江尾字古屋敷のうち九三三の一の一部及びこれと一体をなす 国有地以外の区域</p> <p>大字小江尾字松山戸鼻一〇二七の六の一部、一〇二八の三の一部、 一〇三三の七の一部、一〇三四、一〇三五の一部、一〇三六から 一〇三八まで、一〇三九の一、一〇三九の二、一〇四〇の一、一 〇四〇の二、一〇四一の一、一〇四一の二、一〇四二の一から一 〇四二の五まで、一〇四三の一、一〇四三の二、一〇四四、一〇</p>
<p>大字小江尾字松山戸鼻</p>	<p>四五の一、一〇四五の二、一〇四六の一、一〇四六の二、一〇四七の一から一〇四七の五まで、一〇五〇の一から一〇五〇の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字小江尾字古屋敷九三三の一の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>大字小江尾字前河原</p>	<p>大字小江尾字松山戸鼻のうち一〇一五の一の一部、一〇一六の一の一部、一〇二七の六の一部、一〇二八の三の一部、一〇三三の七の一部、一〇三四、一〇三五の一部、一〇三六から一〇三八まで、一〇三九の一、一〇三九の二、一〇四〇の一、一〇四〇の二、一〇四一の一、一〇四一の二、一〇四二の一から一〇四二の五まで、一〇四三の一、一〇四三の二、一〇四四、一〇四五の一、一〇四五の二、一〇四六の一、一〇四六の二、一〇四七の一から一〇四七の五まで、一〇五〇の一から一〇五〇の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字小江尾字前河原一四四の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>大字小江尾字松山戸鼻一〇一五の一の一部、一〇一六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字小江尾字前河原のうち一四四の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字小江尾字ドンドン平一〇六一の一の一部、一〇六二及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字小江尾字大万大塔二二五の一の一部</p> <p>大字小江尾字下垣内岸二七八の一部</p> <p>大字小江尾字ドンドン平のうち一〇六一の一の一部、一〇六二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字小江尾字大</p>	<p>大字小江尾字大万大塔のうち二二五の一の一部、二二二〇の一</p>

鳥取県告示第二百二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、岸本町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による岸本町が行う土地改良事業に係る林ヶ原地区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成十一年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

万大塔	の一部、一二二二の一部以外の区域
大字小江尾字下	大字小江尾字万大塔一二二〇のの一の一部、一二二二の一部
垣ノ内	大字小江尾字下垣ノ内の全域
大字小江尾字下垣内岸	大字小江尾字下垣内岸のうち一二七八の一部以外の区域
大字小江尾字成ル林ノ一	大字小江尾字成ル林ノ一のうち一四三四、一四四〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字小江尾字クナ谷	大字小江尾字成ル林ノ一 一四三四、一四四〇の一部及びこれらと一体をなす国有地
ナ谷	大字小江尾字クナ谷の全域

区域を変更する字の名称	区域
清原字野白	清原字野白の全域 清原字猫田六三の一部、六四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
清原字猫田	清原字猫田のうち六三の一部、六四の一部、六五、七八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六六、七一から七三まで、七九と一体をなす国有地の一部以外の区域 清原字堂ノ脇八八の一部及び八九と一体をなす国有地の一部
清原字堂ノ脇	清原字猫田七八の一部 清原字堂ノ脇のうち八八の一部及び八四、八六、八九と一体をなす国有地の一部以外の区域 清原字下糘谷一一の一、一一の一
清原字下糘谷	清原字下糘谷のうち一一の一、一一の二以外の区域 清原字堂ノ脇八四、八六と一体をなす国有地の一部 清原字下南原のうち一四七の一部、一四八の一部、一五二の一部、一五三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 清原字布比良上二六七、一六八の一、一七二の一及びこれらと一体をなす国有地
清原字布比良上	清原字上南原一八九の一の一部、一九〇の二、一九〇の三から一九〇の五までの一部、一九一から一九三までの一部及びこれらと一体をなす国有地 清原字布比良上のうち一六七、一六八の一、一七二の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

清原字上南原	清原字猫田六四の一部、六五及びこれらと一体をなす国有地並びに六六、七一から七三まで、七九と一体をなす国有地の一部 清原字上南原のうち一八四の三の一部、一八九の一の一部、一九〇の二、一九〇の三から一九〇の五までの一部、一九一から一九三までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 清原字箱柳二一九の四の一部、二二〇の一部、二二二の一から二二二の四まで及びこれらと一体をなす国有地
清原字箱柳	清原字上南原一八四の三の一部 清原字箱柳のうち二一九の四の一部、二二〇の一部、二二二の一から二二二の四まで、二四〇の一、二四四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
清原字桑木	清原字箱柳二四〇の一、二四四 清原字桑木の全域

鳥取県告示第二百三十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、日吉津村長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による日吉津村が行う土地改良事業に係る今吉地区第二工区の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成十一年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域（平成十年十月二十八日現在の地番による。）
大字今吉	大字今吉のうち二八五の一から二八五の六まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字富吉一三〇五の一の一部、二二二の一の一部、二二二の二の一部、一三一九の二の一部、一三一九の四、一三二〇の一の一部、一三二〇の三及びこれらと一体をなす国有地
大字富吉	大字今吉二八五の一から二八五の六まで及びこれらと一体をなす国有地 大字富吉のうち一九四の四の一部、一三〇五の一の一部、一三二二の一の一部、一三二二の二の一部、一三一九の二の一部、一三一九の四、一三二〇の一の一部、一三二〇の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字日吉津	大字日吉津一四八三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

鳥取県告示第二百四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、米子市長から次のとおり町の区域を新たに画し、町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この町の区域の新設、町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、平成十一年四月一日からその効力を生ずる。

平成十一年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する町 の名称	流通町
同上の区域（平成九年六月三十日現在の地番による。）	<p>今在家字向谷田六の二、八の一、八の二、八の六、四二三、四二四、四二五の一から四二五の三まで、四二六の一、四二六の二、四二七及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>今在家字大瀧庵のうち二六の二以外の区域</p> <p>今在家字塚端二七の三、二七の九、二八の一から二八の二一まで、二九の一、二九の四、三〇の一、三一の四及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>今在家字下タコロコ三二の二、三四の一、三四の二、三五の一、三六の一、三六の三から三六の一〇まで、三七の一から三七の七まで、三八の一、三八の二及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>今在家字前谷田三九の二から三九の四まで、四一の二、四一の八、四二の四、四二の一及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>今在家字シトリ田八八の二、八九の二、九〇の二、九一の二、九二の一、九三の一、九四の一、九五の一、九五の五、九五の八から九五の一〇まで及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>二本木字上河原の全域</p> <p>二本木字下河原の全域</p> <p>二本木字大向のうち一三三の四、一三三の五以外の区域</p> <p>二本木字西平垣一七九の一から一七九の六まで、一八〇の一から一八〇の四まで、一八一の一、一八一の二、一八一の四、一八二</p>

<p>の一、一八二の八、一八二の二及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>二本木字上大向の全域</p> <p>二本木字鹿間一八三の一、一八三の四、一八四の二及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>二本木字五反田一九六の二、一九九の一、二〇〇の一、二〇〇の二、二〇〇の一から二〇〇の三まで及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>二本木字繩添の全域</p> <p>二本木字高田屋敷二〇八、二〇九の一、二〇九の三、二〇九の五、二〇九の八、二〇九の九、二一〇の一、二一〇の三、二一〇の四、二一〇の八、二一〇の一〇及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>二本木字センゾク二六一の二、二六一の六及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>二本木字大向ノ二の全域</p> <p>二本木字上案内寺の全域</p> <p>二本木字下案内寺の全域</p> <p>二本木字南砂田の全域</p> <p>赤井手字西天神免六九四の二、八八二の一、八八三の一、八八三の二、八八四の一、八八四の二、八八五から八八七まで、八八八の二、八八八の三、八八九の二、八九〇の二、八九一の一、八九二</p> <p>赤井手字東菰池の全域</p> <p>赤井手字菰池の全域</p>

区域を変更する町及び字の名称	同上の区域（平成九年六月三十日現在の地番による。）
今在家字向谷田	今在家字向谷田のうち六の二、八の一、八の二、八の六、四三三、四二四、四二五の一から四二五の三まで、四二六の一、四二六の二、四二七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
今在家字塚端	今在家字大瀧庵二六の二 今在家字塚端のうち二七の三、二七の九、二八の一から二八の一まで、二九の一、二九の四、三〇の一、三一の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
今在家字下タココロ	今在家字下タココロのうち三二の二、三四の一、三四の二、三五の一、三六の一、三六の三から三六の一〇まで、三七の一から三七の七まで、三八の一、三八の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
今在家字前谷田	今在家字前谷田のうち三九の二から三九の四まで、四一の二、四一の八、四二の四、四二の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
今在家字シトリ田	今在家字シトリ田のうち八八の二、八九の二、九〇の二、九一の二、九二の一、九三の一、九四の一、九五の一、九五の五、九五の八から九五の一〇まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
二本木字大向	二本木字大向一三二の四、一三二の五
二本木字西平垣	二本木字西平垣一八二の三から一八二の七まで、一八二の九から一八二の一まで及びこれらと一体をなす国有地
二本木字鹿間	二本木字鹿間のうち一八三の一、一八三の四、一八四の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
二本木字五反田	二本木字五反田のうち一九六の二、一九九の一、二〇〇の一、二〇〇の二、二〇〇の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

二本木字高田屋敷	〇〇の二、二〇一の一から二〇一の三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 二本木字高田屋敷のうち二〇八、二〇九の一、二〇九の三、二〇九の五、二〇九の八、二〇九の九、二一〇の一、二一〇の三、二一〇の四、二一〇の八、二一〇の一〇及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
二本木字センゾク	二本木字センゾクのうち二六一の二、二六一の六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
赤井手字西天神免	赤井手字西天神免のうち六九四の二、八八二の一、八八三の一、八八三の二、八八四の一、八八四の二、八八五から八八七まで、八八八の二、八八八の三、八八九の二、八九〇の二、八九一の一、八九二以外の区域
廃止する字の名称	今在家字大瀧庵、二本木字上河原、二本木字下河原、二本木字上大向、二本木字繩添、二本木字大向ノ二、二本木字上案内寺、二本木字下案内寺、二本木字南砂田、赤井手字東菰池、赤井手字菰池

鳥取県告示第二百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る和奈見地区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成十一年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、
県営土地改良事業に係る日光地区第二工区の換地処分を行ったので、同条第十項におい
て準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成十一年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、
県営土地改良事業に係る日光地区第四工区の換地処分を行ったので、同条第十項におい
て準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成十一年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法
第五十四条第三項の規定に基づき、岸本町が行う土地改良事業に係る林ヶ原地区の換地
処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四
条第四項の規定により告示する。

平成十一年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法
第五十四条第三項の規定に基づき、日吉津村が行う土地改良事業に係る今吉地区第二工
区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法
第五十四条第四項の規定により告示する。

平成十一年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次